

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第 3 6 1 会計隊長 原島 貴男

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6S691TS01060		6SJG1A24207 0001						
品名 または 件名								
車両用オートリフト（大型）定期点検								
部品番号 または 規格								
仕様書による								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
2.00	UN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
小郡駐屯地				1 0 3 施設直支（整備隊、2 中）				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
第3係 梅野1曹 内（5 2 3）				令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地 第 3 6 1 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年9月15日（火）10時00分 陸上自衛隊小郡駐屯地図書室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」が令和7・8・9年度のものでありかつ、「役務の提供等」に係る等級がD等級以上の者。
- エ 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請けについては認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。（郵便入札の場合は別示）
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント（軽減税率対象品目については8％）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみ

なし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 落札者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者又は参加制限されている者が行った入札

イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの

ウ 入札執行時刻に遅延した入札

エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、「入札及び契約心得」を確認し入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。

イ 入札関係委任を受けた場合は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。

ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日17時00分（前日が土日祝日の場合は直近の平日）までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、令和8年9月15日の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記担当まで電話連絡すること。

エ その他入札及び契約心得を厳守すること。

掲示場所：陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊契約班事務室及び

西部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

オ 入札に参加希望の場合は事前に下記担当まで電話連絡を実施し、「資格審査結果通知書」写しを入札日前日までに提出すること。（FAX可）

カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、「入札及び契約心得」を参照

キ 入札場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ6.8インチ以上）の持込は禁止

ク 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。

ケ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

コ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

(7) 公告掲示場所

小郡駐屯地会計隊、西部方面会計隊ホームページ

(8) 問い合わせ先

ア 住所等

〒838-0141

福岡県小郡市小郡2277

TEL (FAX) 0942-72-3161 (内線344)

イ 入札に関すること

第361会計隊 契約班 担当 轟 (内線347)

ウ 仕様等に関すること

第103施設直接支援大隊 第3係 担当 梅野 (内線523)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	4 9 1 0 - 2 8 5 - 0 9 6 9 - 5	仕 様 書 番 号	
車両用オートリフト（大型）定期点検		0 8 D S V 0 0 0 2	
		作 成	令和8年 8月19日
		変 更	令和8年 8月19日
		作成部隊名	第103施設直接支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2の1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4 9 1 0 - 2 8 5 - 0 9 6 9 - 5	2482401	大型車両用オートリフト

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10 t、24 t、30 t）の定期点検実施要領の徹底について（通達）
[陸幕装計第556号(20.12.15)]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T-C G-Z 5 0 0 0 0 2の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、表準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を契約担当官等（以下、担当官という。）に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、小郡駐屯地の第103施設直接支援大隊整備工場で実施する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T-C G-Z 5 0 0 0 0 2の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2-提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書		G L T-C G-Z 0 0 0 0 0 1 の 7.4 による。
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表を含む。）		—
標準外作業見積書		—
注 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3-添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績書	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		G L T-C G-Z 0 0 0 0 0 1 の 7.4 による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を張り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商慣習とする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4-標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換（交換部品は表 5 による） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の人場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1 に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5 に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

表5—交換部品

項 番	型 式	品 名	数 量
1	X 3 2	7-15N1 アクスル受板ウレタン	4 個
2		8-10 マニホールドブロック	4 個
3		8-11 軸	4 個
4		8-12 圧縮コイルバネ	4 個
5		8-13 Oリング	4 個
6		8-14N 軸受 (A)	4 個
7		8-15 キャップOリング	4 個
8		8-16N 軸受 (B)	4 個
9		8-17N ドッグ	4 個
1 0		8-22 リミットスイッチ	4 個
1 1		8-25N スペーサ	4 個
1 2		8-26N Oリング	8 個
1 3		8-30 長ニップル	4 個
1 4		8-31 高圧異径エルボ	4 個
1 5		8-32 アダプタ	4 個
1 6		8-38 サクションフィルタ	4 個
1 7		8-45N 端子台	4 個
1 8		8-50 油圧ポンプ	4 個
1 9		8-55 リテーナー	4 個
2 0		8-A-2 リフティングバルブASSY	2 式
2 1		9-A-2 リフティングバルブASSY	2 式
2 2		10-19 電磁開閉器	4 個
2 3		10-20 可逆電磁開閉器	2 個
2 4		10-27M ホイスト用押釦開閉器	2 個
2 5		10-32 キャブタイヤコード	2 個

入 札 書

件 名 (規 格)	車両用オートリフト（大型）定期点検 (仕様書による)
金 額	¥
履 行 期 限	令和9年3月31日
履 行 場 所	陸上自衛隊小郡駐屯地 (福岡県小郡市小郡2277)

上記について、入札条項及び入札等参加者心得を承諾の上、入札します。
また、暴力団排除に関する誓約事項に定める事項に誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 原島 貴男 殿

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

⑨

(代 理 人)

⑨

委 任 状

年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊小郡駐屯地

第361会計隊長 原島 貴男 殿

住 所

会 社 名

代表者名

今般、 について、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署の上、届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 契約締結の件
- 4 物品納入の件
- 5 代金請求の件
- 6 代金受領の件
- 7 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者